

地方独立行政法人長野県立病院機構看護学生修学資金貸与規程

平成22年4月1日

規程 8-3

- [沿革] 平成22年12月20日規程8-3-1=一部改正
平成23年12月20日規程8-3-2=一部改正
平成25年3月18日規程8-3-3=一部改正
平成26年3月31日規程8-3-4=一部改正
平成27年1月29日規程8-3-5=一部改正
平成28年1月29日規程8-3-6=一部改正
平成29年6月30日規程8-3-7=一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人長野県立病院機構における助産師及び看護師(以下「看護師等」という。)の確保を図るため、看護師等を養成する学校又は養成所に入学が決定した者又は在学中の者に対し、看護学生修学資金(以下「修学資金」という。)を貸与することに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与対象者)

第2条 修学資金の貸与を受けることができる者は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)に定める看護師等の国家試験の受験資格を得られる文部科学大臣又は厚生労働大臣が指定した学校又は養成所(以下「養成施設」という。)に入学が決定した者又は在学中の者で、看護師等の国家資格試験に合格し、当該養成施設を卒業した年度の翌年度当初から長野県立病院機構の病院又は介護老人保健施設(以下「県立病院等」という。)において業務に従事する意思を有する者とする。ただし、こころの医療センター駒ヶ根、阿南病院、阿南介護老人保健施設又は木曾介護老人保健施設の業務に従事する意思を有する者にあつては、看護師に限る。

(修学資金の額)

第3条 修学資金の貸与の額は、次の表のとおりとする。

区 分	貸与の額
信州医療センター、こころの医療センター駒ヶ根又はこども病院において業務に従事する意思を有する者	月額 50,000 円
阿南病院、阿南介護老人保健施設、木曾病院又は木曾介護老人保健施設において業務に従事する意思を有する者	月額 50,000 円
	月額 80,000 円

(貸与の期間)

第4条 修学資金の貸与の期間は、当該養成施設の正規の修業期間内とする。この場合において、第12条第1項の規定により休学した期間は、当該修学期間には含まないものとする。

(利息)

第5条 修学資金には、利息を付けない。

(貸与の申請)

第6条 修学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、看護学生修学資金貸与申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 当該養成施設の長（入学前及び入学1年目の者にあつては、出身高等学校長等）の推薦書（様式第3号）
- (2) 当該養成施設（入学前及び入学1年目の者にあつては、出身高等学校等）の成績証明書
- (3) 連帯保証人の所得証明書（連帯保証人が親権者である場合に限る。）
- (4) その他理事長が必要と認める書類

(連帯保証人)

第7条 申請者は、連帯保証人1名を立て、申請書にその連署を得なければならない。この場合において、連帯保証人は、独立して生計を営む成年者でなければならない。

- 2 前項の場合において、申請者が未成年であるときは、原則、その者の法定代理人でなければならない。

(貸与の決定)

第8条 理事長は、申請書を受理したときは、審査をし、適当と認めるときは、修学資金の貸与を決定するものとする。

- 2 理事長は、前項の規定により貸与を決定したときは、その旨を修学資金貸与決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(誓約書)

第9条 前条第2項の規定による決定通知を受けた者（以下「修学生」という。）は、速やかに誓約書（様式第6号）を理事長に提出しなければならない。

(修学資金の交付)

第10条 修学資金は修学生の請求により原則として毎年4月及び10月に当該半年ごとに係る分を本人に交付するものとする。

- 2 前項の規定による請求は、毎年、修学資金交付請求書（様式第7号）を理事長に提出して行うものとする。

(在学証明書、成績証明書及び自己申告書の提出)

第11条 修学資金の交付を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、養成施設の在学期間においては、毎年4月の法人が別に定める期日までに、在学証明書、成績証明書及び自己申告書（様式第7号の2）を理事長に提出しなければならない。

(貸与の停止)

第12条 修学生が休学したときは、その事実の発生した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を停止する。

- 2 修学生が正当の理由なくして前条に規定する在学証明書及び自己申告書を提出しないときは、貸与を一時停止することがある。
- 3 前2項の規定により貸与を停止された者が、復学し、又は当該書類を提出した場合は、修学資金の貸与を再開する。
- 4 理事長は、第1項又は第2項の規定により貸与を停止するときは修学資金貸与停止通知書（様式第8号）により、また、前項の規定により貸与を再開したときは修学資金貸与再開通知書（様式第9号）により、その旨を本人に通知するものとする。

- 5 第1項又は第2項の規定による停止があった場合において、既に当該停止月まで貸与された修学資金があるときは、その資金を当該被貸与者が復学し、又は停止の解除があった日の属する月の翌月（復学し、又は停止の解除があった日が月の初日の場合はその月）以降分として貸与されたものとみなす。

（決定の取消し）

第13条 被貸与者が養成施設の在学期間において次の各号のいずれか該当するに至ったときは、第8条第1項の規定による決定を取り消すものとする。

- (1) 退学したとき。
 - (2) 停学の処分を受けたとき。
 - (3) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
 - (4) 留年等の事実の発生により、学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
 - (5) 素行が著しく不良であると認められるとき。
 - (6) 偽りその他不正な手段により修学資金の貸与を受けたことが明らかとなったとき。
 - (7) 死亡したとき。
 - (8) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
 - (9) この規程に定める義務を怠ったとき。
 - (10) その他修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- 2 理事長は、前項の規定により貸与の決定を取り消したときは、修学資金貸与取消通知書（様式第10号）により、その旨を本人に通知するものとする。

（返還債務の当然免除）

第14条 理事長は、被貸与者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務（以下「返還債務」という。）を免除する。

- (1) 看護師等として県立病院等において業務に従事した期間（以下「従事期間」という。）が、次に掲げる修学資金の貸与の額に応じ、それぞれ次に定める年数に達したとき。
 - ア 月額50,000円 貸与を受けた期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを1年とする。以下「貸与年数」という。）。
 - イ 月額80,000円 貸与年数に1.6を乗じて得た年数（1年未満の端数があるときは、これを1年とする。）。ただし、当該年数のうち、県立病院等の職員となり、かつ、看護師等となった日以後従事期間が貸与年数に達するまでの間の年数は、阿南病院、阿南介護老人保健施設、木曾病院又は木曾介護老人保健施設において業務に従事した期間に限る。
 - (2) 従事期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 2 理事長は、被貸与者が、従事期間中に業務上以外の理由により死亡し、又は業務以外に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったときは、従事期間を修学資金の貸与を受けた期間で除して得た数を返還債務の額に乗じて得た額（返還履行期の到来していないものに限り）を免除する。
- 3 従事期間の計算は、県立病院等の職員となり、かつ、看護師等となった日の属する月から当該職員でなくなった日の属する月までの月数により行うものとし、当該期間中に休職（公務に起因する休職を除く。）、停職、育児休業、自己啓発等休業又は助産師養成施設若しくは大学院等への進学の間がある場合は、これらの期間の開始の日の属する月から終了する日の属する月までの月数を控除するものとする。
- 4 第1項第2号又は第2項の規定により修学資金の返還債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書（様式第11号）を理事長に提出しなければならない。

(返還)

第15条 被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事長の指定する期日までに、貸与を受けた修学資金の額の全部を一時に返還しなければならない。ただし、理事長が特に必要と認めたときは、理事長が指定する期間内に、月賦又は半年賦の均等払方式により、貸与を受けた修学資金を返還することができる。

- (1) 第13条第1項の規定による取り消しがあったとき。
- (2) 養成施設を卒業した日の属する年度に実施された看護師等の国家資格試験に合格しなかったとき（災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められる場合を除く。）。
- (3) 養成施設を卒業した後、理事長が指定する県立病院等における業務に従事しなかったとき。
- (4) 養成施設を卒業した後、死亡したとき（前条第1項第2号に該当する場合を除く。）。

(返還債務の裁量免除)

第16条 理事長は、被貸与者が死亡し、又は心身の故障その他やむを得ない理由により返還債務を履行することができなくなった場合において、特に必要があると認めたときは、当該返還債務の全部又は一部を免除することができる。

- 2 第14条第4項の規定は、前項に規定する免除の場合に準用する。

(返還債務の履行猶予)

第17条 理事長は、被貸与者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、返還債務の履行を猶予することができる。

- (1) 当該養成施設を卒業後、助産師の養成施設へ進学し、在学しているとき。
 - (2) 養成施設を卒業した日の属する年度に実施された看護師等の国家資格試験に合格しなかったとき（災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められる場合に限る。）であって、その翌年度内に実施される看護師等の国家資格試験の合格発表日の属する月の末日まで。
 - (3) 災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき。
- 2 前項の規定により修学資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書（様式第12号）を理事長に提出しなければならない。
 - 3 理事長は、返還債務の履行を猶予することを決定した者が、第1項各号の規定に該当しなくなったときは、猶予期間内であっても当該猶予の決定を取り消すものとする。

(延滞利息)

第18条 被貸与者は、正当な理由がなくて返還債務を履行すべき日までにこれを履行しなかったときは、当該履行すべき日の翌日から履行の日までの日数に応じ、履行すべき額について年14.5パーセントの割合による延滞利息を支払わなければならない。

(届出)

第19条 被貸与者は、休学、留年、停学、復学又は退学したとき並びに修学資金の貸与を受けることを辞退するときは、直ちに、休学（留年、停学、復学、退学、辞退）届（様式第13号）によりその旨を理事長に届け出なければならない。

- 2 被貸与者は、修学資金の返還前に本人又は連帯保証人の氏名、住所、職業その他重要と認められる事項に異動があったときは、直ちに、その旨を異動届（様式第14号）により理事長に届け出なければならない。
- 3 被貸与者は、連帯保証人が死亡し、若しくはその他の理由により資格を失い、又は理事長が不適当と認めてその変更を求めたときは、直ちに別に連帯保証人を定め、連署のうえ、その旨を連帯保証人変更届（様式第15号）により、理事長に届け出なければならない。

4 被貸与者が死亡したときは、連帯保証人は、直ちに死亡を証明する書類を添えて、その旨を理事長に届け出なければならない。

(補則)

第20条 この規程に定めるもののほか、修学資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月20日 8-3-1)

この規程は、平成22年12月20日から施行する。ただし、第2条、第3条及び様式第1号の改正規定は、平成23年1月24日から施行する。

附 則 (平成23年12月20日 8-3-2)

この規程は、平成23年12月20日から施行する。

附 則 (平成25年3月18日 8-3-3)

この規程は、平成25年3月18日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日 8-3-4)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年1月29日 8-3-5)

この規程は、平成27年1月29日から施行する。

附 則 (平成28年1月29日 8-3-6)

この規程は、平成28年1月29日から施行する。

附 則 (平成29年6月30日 8-3-7)

この規程は、平成29年7月1日から施行する。